

青森県後期高齢者医療広域連合告示第6号

青森県後期高齢者医療広域連合広域計画作成について地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により公表する。

平成19年3月28日

青森県後期高齢者医療広域連合長 佐々木 誠



青森県後期高齢者医療広域連合広域計画

一 広域計画の趣旨

青森県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の七の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び広域連合を組織する青森県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が行う施策の指針を示すものである。

広域事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合が行う事務に関連して、広域連合及び関係市町村が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定める。

○ 地方自治法第二百九十一条の七の主な規定

- (1) 広域連合は、設置後、速やかに議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。
- (2) 広域計画を作成するに当たっては、市町村の基本構想及び他の法律の規定による計画であつて当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにしなければならない。
- (3) 広域連合は、広域計画を作成又は変更したときは、直ちに関係市町村に送付し、かつ、公表し、県知事に提出しなければならない。
- (4) 広域連合及び関係市町村は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- (5) 広域連合長は、関係市町村の事務の処理が広域計画の実施に支障があり、又は支障があるおそれがあると認めるときは、議会の議決を経て、関係市町村に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

二 広域計画の項目

広域計画は、青森県後期高齢者医療広域連合規約（平成十九年一月二十六日青森県指令第百五十九号）第五条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関し、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事
- (2) 広域計画の期間及び改定に関する事

三 広域連合及び関係市町村が行う事務

広域連合及び関係市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行う。

（平成十九年度）

平成二十年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び関係市町村において、電算処理システムの構築、保険料率の決定、条例・規則等の整備、広報活動その他必要な準備作業を行う。

（平成二十年度以降）

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者の資格管理に関しては、被保険者資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を関係市町村において処理し、広域連合へ送付する。

広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理する。

関係市町村においても被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図る。

- (2) 医療給付に関する事務

医療給付に関しては、高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を関係市町村において処理し、広域連合へ送付

する。広域連合は支給決定を行い、給付実績を一括管理する。

レセプトの点検及び保管は、広域連合が行う。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関する事務

保険料の賦課は、関係市町村の持つ課税情報等を活用して、広域連合が行う。

保険料の普通徴収及びその滞納整理は、関係市町村が行う。

(4) 保健事業に関する事務

関係市町村と協力して、健康教育、健康相談、健康診断その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努める。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

老人保健制度に代わる新しい後期高齢者医療制度に対する住民の正しい理解を得るため、制度に関する広報活動等を行う。

また、後期高齢者医療制度を円滑かつ効率的に処理するため、制度運営に係る電算処理システムの整備を行い、関係市町村とネットワークで結んで情報を共有し、事務の効率化を図る。

四 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成二十三年度までの五年間とする。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。